

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

## 永平寺町条例第7号

### 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例(平成18年永平寺町条例第156号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議会において選任し、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第7条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理情報組織をいう。第26条((代理人又は文書等による意見の陳述))において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第23条第1項中「前条」の次に「第1項」を加える。

第26条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。